

# 事業場の排水規制に関する処分要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）に規定する不利益処分（以下「処分」という。）にかかる行政措置に関して処分基準等の必要な事項を定め、処分の公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 法第11条の2第2項に定める特定施設をいう。
- (2) 特定事業場 法第12条の2第1項に定める特定事業場をいう。
- (3) 直罰基準 法第12条の2第1項の規定により下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4で定める基準又は法第12条の2第3項の規定により福岡市下水道条例（昭和37年条例第44号。以下「条例」という。）第9条で定める基準をいう。
- (4) 除害施設設置基準 法第12条及び法第12条の11の規定により条例第9条の2及び条例第9条の3に定める基準をいう。
- (5) 改善命令等 法第37条の2に規定する改善命令、特定施設の使用及び公共下水道への下水の排除の一時停止命令をいう。
- (6) 監督処分等 法第38条第1項に規定する改善命令及び公共下水道への下水の排除の一時停止命令をいう。
- (7) 指導 事業場排水の水質検査結果による下水排除基準に不適合の事実等に基づく行政措置（注意・改善勧告）をいう。
- (8) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。

## (改善命令等の処分基準)

第3条 使用者が、指導に対して適切な対応を行わずに、直罰基準に適合しない下水を特定事業場から公共下水道へ排除した場合又は排除するおそれがある場合は、法第37条の2の規定により、その使用者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設から排出される汚水の処理方法の改善を命令する。

2 使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用者に対し、期限を定めて、特定施設の使用又は公共下水道への下水排除の停止を命令する。

- (1) 前項の規定により改善を命じられた場合で、改善が終了するまでの間、排除する下水を当該命令によっても直罰基準に適合させることが困難であるとき。
- (2) 排除する下水が公共下水道からの放流水の水質を悪化させ、その水質を法第8条に規定する技術上の基準に適合させるための緊急性があるとき。

3 前項の停止期間は、直罰基準を遵守できるまでの期間とする。ただし、排水停止の必要がなくなったと認められるときは、停止期間中であっても、速やかに排水の停止を解除する。

## (監督処分等の処分基準)

第4条 使用者が、指導に対して適切な対応を行わずに、除害施設設置基準に適合しない下水を公共下水道へ排除した場合は、法第38条第1項の規定により、当該使用者に、汚水を排出する施設の構造、施

設の使用の方法若しくは除害施設の処理の方法について改善を命令する。

2 下水を継続して排除する使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第38条第1項の規定により当該使用者に対し、期限を定めて、公共下水道への下水の排除の停止を命令する。

(1) 前項の規定により改善を命じられた場合で、改善を終了するまでの間、排除する下水を当該命令によっても除害施設設置基準に適合させることが困難であるとき。

(2) 排除する下水が公共下水道の機能を阻害し、又は公共下水道の施設を損傷し、公共下水道の保全のための緊急性があるとき。

(3) 排除する下水が公共下水道からの放流水の水質を悪化させ、その水質を法第8条に規定する技術上の基準に適合させるための緊急性があるとき。

3 前項の停止期間は、除害施設設置基準を遵守できるまでの期間とする。ただし、排水停止の必要がなくなつたと認められるときは、停止期間中であっても、速やかに排水の停止を解除する。

(処分の手続)

第5条 処分を行うときは、この要綱の規定に基づくほか、行政手続法（平成5年法律第88号）及び福岡市行政手続条例（平成7年条例第56号）の規定に基づき行う。

2 処分の審議は審査会にて行う。

3 審査会は道路下水道局下水道施設部長、施設調整課長、水質管理課長、水質指導係長及び同係員、並びに下水道施設部長が必要と認めた者をもって構成する。

(弁明の機会の付与)

第6条 処分を行おうとするときは、処分の対象となる者に対して、行政手続法第29条及び福岡市行政手続条例第27条の規定に基づき、弁明の機会を付与するものとする。ただし、公共下水道の機能の阻害又は施設の損傷若しくは公共用水域の保全のための緊急性があるときは、弁明の機会を付与することなく処分を行う。

2 弁明は、弁明を記載した書面の提出により行う。

(処分の通知)

第7条 処分を行うことを決定したときは、当事者に対し処分の内容、根拠となる法令の条項及び処分を行う理由を記載した文書を通知する。

(告 発)

第8条 処分を行った後も違反があつた場合、又は下水道施設の保護・公共用水域の水質保全上特に必要な場合は告発を行う。

附 則

この要綱は平成17年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。